

岩室村功労者表彰式

平成9年度



前列左から・齋藤清江さん、田中美代子さん、故竹内松太郎氏夫人キクさん、鷲沢村長、早川村議会議長、三富副議長、岩本格さん、後列左から・成田教育長、後藤高明さん、柳レック三和代表、蒲原瓦斯代表、團原久文さん、金子収入役



十一月四日、公民館講堂において「岩室村功労者表彰式」が挙行されました。写真右のこの表彰式は、村表彰賞条例に基づき、村政の進展や社会福祉の向上、芸術・文化の振興などに寄与された方々を表彰するもので、今年には十名の方が受賞されました。

故竹内 松太郎さん (和納五区)
村議会議員として通算十五年在職し、地方自治振興と村勢の発展に大きく貢献されました。

古澤 トミさん (和納九区)
和納七区地蔵尊を三十年以上定期的に清掃活動を実施、この奉仕活動は他の模範となるものです。

岩本 格さん (和納八区)
行政相談委員として十二年間在職し、行政の民主的運営に貢献されました。

(株)レック三和
代表取締役 名古屋 嘉伸さん
村勢振興のため多額の浄財を寄附され村勢伸展に大きく貢献されました。

和田 タマさん (岩室)
芸妓置屋組合長として十六年間、岩室温泉の観光振興並びに後進の指導に大きく貢献されました。

蒲原瓦斯
代表取締役 敦井代五郎さん
村勢振興のため多額の浄財を寄附され村勢伸展に大きく貢献されました。

田中 美代子さん (間瀬五区)
平成九年一月間瀬海岸に漂着したナホトカ号流出重油を、二カ月間にわたり自主的に回収作業を実施、この奉仕活動は他の模範となるものです。

團原 久文さん (西長島)
村勢振興のため多額の浄財を寄附され村勢伸展に大きく貢献されました。

齋藤 清江さん (間瀬三区)
平成九年一月間瀬海岸に漂着したナホトカ号流出重油を、二カ月間にわたり自主的に回収作業を実施、この奉仕活動は他の模範となるものです。

後藤 高明さん (橋本)
村勢発展のため多額の浄財を寄附され村勢伸展に大きく貢献されました。

※岩室村表彰賞条例第七条の規定により、以上公表いたします。(総務課)



サラリーマンの年末調整

サラリーマンの給与についての所得税は、毎月の給料やボーナスから源泉徴収されることになっていきます。

しかし、毎月源泉徴収された税額の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは、必ずしも一致しません。このため、その年の最後の給料やボーナスが支払われる時に、所得税の過不足の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。

サラリーマンの確定申告

サラリーマンにとって、年末調整は、その年の税を精算する大切な手続きですから、次のような場合には、該当する申告書を忘れずに職場の担当者に提出してください。

- 今年、結婚や出産、就職などにより、扶養親族に異動があった場合には、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入し提出してください。
- 本人が直接国民年金などの社会保険料を支払った場合や生命保険料、住宅や家財を保障の目的とした損害保険料等を支払った場合には、「保険料控除申告書」に記入し提出してください。
- 最初の年に確定申告して、住宅取得等特別控除を受けた方で、二年目以降、年末調整でこの控除を受ける場合には、「給与所得者の住宅取得等特別控除申告書」を提出してください。

得者の住宅取得等特別控除申告書」を提出してください。



わたしたちが豊かで安定した暮らしを営むためには、個人や民間組織だけではまかなうことができない、公共の施設やサービスを運営する大切な財源です。そこで今月は、大切な税についてお知らせします。

税

公的年金や私的年金を受け取ったときには、雑所得として所得税がかかります。

年金と税

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	課税対象額
130万円以下	70万円	年金収入×25%+37.5万円
130万円超 410万円以下	70万円	年金収入×15%+70.5万円
410万円超 770万円以下	70万円	年金収入×15%+155.5万円
770万円超	70万円	年金収入×15%+203万円

公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	課税対象額
280万円以下	140万円	年金収入×25%+75万円
280万円超 480万円以下	140万円	年金収入×15%+127万円
480万円超 820万円以下	140万円	年金収入×15%+203万円
820万円超	140万円	年金収入×15%+250.5万円

退職金と税

退職に際して勤務先から支払われる退職手当等は、退職所得として所得税がかかります。

退職所得に対する所得税は、一般的には、源泉徴収され納付され、受給者の年齢が65歳以上かかたらずに確定申告する必要はありませんが、多額の退職金が支払われたとき、確定申告が必要となります。

退職所得は、収入金額から退職所得控除を差し引いた金額をさらに二分の一にした金額となります。

退職に際して勤務先から支払われる退職手当等は、退職所得として所得税がかかります。

退職所得は、収入金額から退職所得控除を差し引いた金額をさらに二分の一にした金額となります。

公的年金等とは、国民年金法、厚生年金保険法、金額は、収入金額から保険料又は国家公務員共済組合法などの掛金の総額を基礎として計算される必要経費を控除して計算します。

私的年金等とは、遺族年金や国民年金法など、過去の勤務に基づき使用者、などによる障害年金などは非課税所得であった者から支給される年得となり、税金はかかりません。

※詳しくは 税務署へ ☎72-2355へ